

(公財)茨城県サッカー協会第4種委員会ユニフォーム等に関する取扱いについて

第1項 競技者のアンダーウエアについて

(1) アンダーシャツの着用は、ユニフォームの袖の主たる色と同色を基本とするが、チーム内で（ゴールキーパーも含めて）同色のアンダーシャツであれば、ユニフォームと異色であっても着用を認める。

アンダーショーツも同様の考え方とする。ゴールキーパーが着用するアンダーウエアに関しては、ゴールキーパーのユニフォームと同色、もしくはフィールドプレーヤーと同色のアンダーウエア、どちらを着用しても構わない。尚、チーム内に、着用している競技者と着用していない競技者がいても構わない。

(2) アンダーシャツを着用する場合、丸首・Vネック等の形状は特に規定されているものではないため、形状が異なるアンダーシャツを着用している競技者が混在していても構わない。いずれもチーム内で（ゴールキーパーも含めて）同色のものであればよい。

(3) アンダーウエアの販売メーカーが異なる場合でも着用を認める。いずれもチーム内で（ゴールキーパーも含めて）同色のものであればよい。また、アンダーウエアが相手チームのユニフォームの色彩と類似している場合、別の色のアンダーウエアに変更することが望ましいが、その対応が難しい場合、相手チーム同意のもと、色彩が類似しているアンダーウエアの着用を認める。

第2項 ゴールキーパーのユニフォーム関して

(1) メンバー表に記載されているゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして試合に出場する場合、メンバー表に記載されているその競技者のフィールドプレーヤーとしての番号のユニフォームを着用すること。

(2) フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして試合に出場する場合、フィールドプレーヤーの副ユニフォームの着用を認める。その際の着用は上衣のみで良い。また、相手チームのユニフォームと色彩が類似する可能性があるため、試合前のマッチミーティングにおいて、予め打合せしておく。副ユニフォームも相手チームのユニフォームと調整ができない場合は、ゴールキーパーが着用していたユニフォームを上衣のみフィールドプレーヤーが着用することを認める。尚、前述の対応がすべて困難な場合のみ、最終的な手段としてビブスの着用を考慮する。

(3) ゴールキーパーのユニフォームについて、試合当日にゴールキーパーが欠場する場合であっても、必ずゴールキーパーのユニフォームは試合会場へ持参すること。また、ゴールキーパーは試合開始時には必ずゴールキーパーのユニフォームを着用すること。

第3項 ユニフォームの張り番号の取扱いについて

(1) 「ユニフォームには番号が明確に表示されていなければいけない」

よって、競技者が着用するユニフォームの番号を張り番号にする時、複数名が張り番号の場合はチーム内統一でユニフォームと同じ色の生地に同様の書体の番号を張り付け、生地の4辺から手指等が入らないように安全に縫いつけられたものが望ましい。尚、張り番号が1名の場合は、生地の4辺が安全に縫いつけられていれば、生地の色や番号の書体は問わない。

第4項 キャプテンが着用するアームバンド（キャプテンマーク）について

(1) フィールド上にアームバンド（キャプテンマーク）を着用したキャプテンがいることを必須としない。キャプテンは試合中にアームバンド（キャプテンマーク）を着用しても、着用しなくてもよい。

※解説：2024年5月23日付けJFA通達の2024/25サッカー競技規則の改正内容にて、キャプテンのアームバンドの着用が義務化されましたが、4種年代での8人制サッカーやグラスルーツにおける自由な交代を採用している大会等においては、該当の改正内容は適切ではないと判断します。よって、競技者の用具に関する運用緩和策として、第4項(1)の取り扱いといたします。尚、アームバンドには、チーム識別標章、選手名、選手番号、ホームタウン名または活動地域名、広告を表示することはできない。ただし、製造メーカー標章、「C」「captain」「キャプテン」等のキャプテンであることを意味する文字およびJFA(日本サッカー協会)デザインのリスペクトロゴについては(並置する場合も含めて)表示することができる。

第5項 ソックス及びセパレートタイプのソックスの取扱いについて

(1) 通常着用するソックスにテープもしくは、その他の材質のものを貼りつける、または外部に着用する場合には、ソックスの色と同色もしくは透明のものでなければならない。

(2) セパレートタイプのソックスを着用する場合、すね当てを完全に覆える長さのソックスを着用すること。尚、くるぶしから下の部分も同色が望ましい。また、ソックスの繋ぎ目にテープを巻く場合は、ソックスと同色もしくは透明のテープでなければならない。

2023.03.11 作成

2024.02.24 改定 ※第2項(1)(2)(3)

2025.02.02 追加 ※第4項(1)

2025.02.02 改定 ※第1項(1)(2)(3)

2025.11.30 追加 ※第5項(1)(2)